

呉市地域福祉計画（案）について

1 計画策定の背景と位置付け

(1) 計画策定の背景

本市では、これまで様々な施策の推進のための計画を策定し、地域の福祉課題を解決するための施策を展開してきました。一方で、近年は社会情勢の大きな変化とともに地域住民の抱える課題や福祉ニーズは多種多様化し、また、従来の高齢者、障害者、子どもといった分野ごとの制度や施策では対応できない複合的な課題が顕在化するなど、市民生活を取り巻く環境は大きく変化しており、新たな対応が求められています。

こうした状況を踏まえ、本市では令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする第5次呉市長期総合計画を策定し、「誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち『くれ』～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～」を将来都市像として定めています。

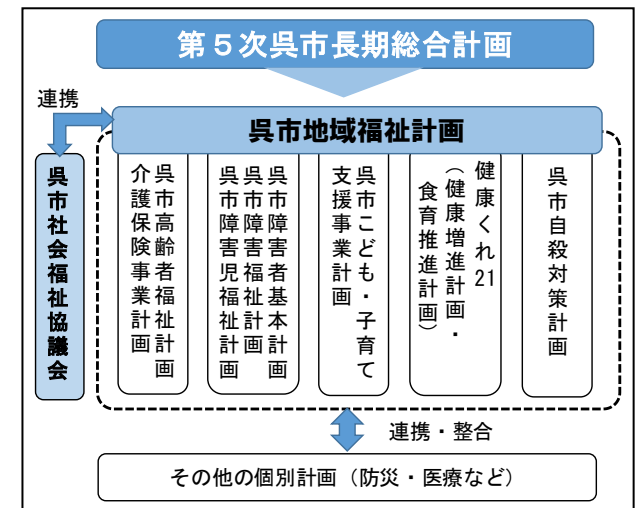
個別の福祉施策だけでは支援が困難な地域生活課題へ対応するため、市全体での包括的な支援体制づくりを始めとした施策の推進を図り、一人一人が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を目指し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画として「呉市地域福祉計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

地域福祉計画の策定については、平成12年に社会福祉法の一部改正により地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、市町村地域福祉計画の策定に各地方公共団体が主体的に取り組むことが定められました。

その後、平成29年6月の社会福祉法の一部改正により、当該計画の策定が任意の取組から努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

本市の地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、福祉保健部を中心とする市の関係部局はもとより、呉市社会福祉協議会を始めとする多様な関係機関が協議の上、計画的に整備していくことを内容とするものです。



(3) 計画の期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。ただし、社会経済情勢や大きな制度の改正に柔軟に対応できるよう、必要に応じて見直しを行います。

(4) 「地域福祉」に関する様々な圏域

本市の地域福祉を推進していくためには、本計画の基本理念と、その実現に向けた基本目標の達成のために掲げる取組について、住民一人一人の取組から隣近所や自治会での取組まで様々なレベルで、また、個々の圏域から市内全域まで様々な圏域で、重層的に進めていくことが大切です。

本市では、各個別計画に基づき様々な圏域で福祉に関する活動が行われています。地域福祉計画では、基本的な地域の圏域として日常生活圏域を中心として捉え、各個別計画における圏域での活動と連携して取組を進めます。

2 国及び県の動き

国においては、平成28年6月に「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、「国民の誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会」の実現を掲げ、社会福祉制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない課題（複合的課題、制度の狭間など）や社会的孤立・社会的排除へ対応できるよう、地域の「つながり」や持続可能な地域づくりへ向けた基本方針が打ち出されました。

また、令和3年4月施行の改正社会福祉法では、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施し、複合的な課題の解決に向けた取組として「重層的支援体制整備事業」が創設され、庁内の関係部局と一層の連携を図るとともに、福祉制度を活用した包括的な支援体制を作り上げていくことが求められました。

地域福祉に関する国の主な動き

平成29年度	<ul style="list-style-type: none">・社会福祉法の一部改正（「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号）に伴い、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」公表・「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」を通知（12月）、市町村地域福祉計画の策定ガイドラインが示される・成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を閣議決定（3月）・「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号）において策定に努めることとされる「地方再犯防止推進計画」を閣議決定（12月）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none">・改正社会福祉法施行（4月）
令和元年度	<ul style="list-style-type: none">・地域共生社会推進検討会 設置
令和2年度	<ul style="list-style-type: none">・「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）」の公布（6月）、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設
令和3年度	<ul style="list-style-type: none">・改正社会福祉法施行（4月）

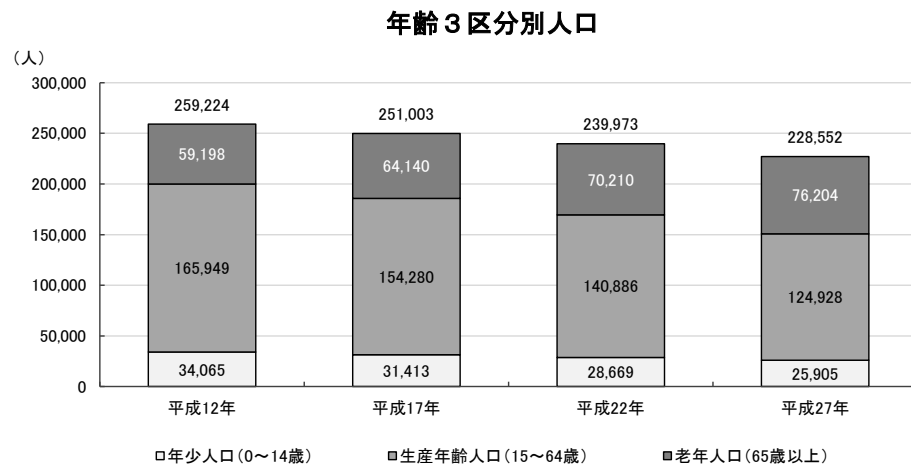
こうした国の動きを受けて、広島県では、これまでの福祉制度では対応できない課題へ向き合いながら、地域共生社会の実現に向けて取組を進めるため、令和2年に「重層的なセーフティネットの構築」「見守り合い・支え合いの推進」「共に支え合う地域づくりの推進」「権利擁護の推進」を施策の柱とする「広島県地域福祉支援計画」を策定しています。

3 本市の地域福祉をめぐる現状

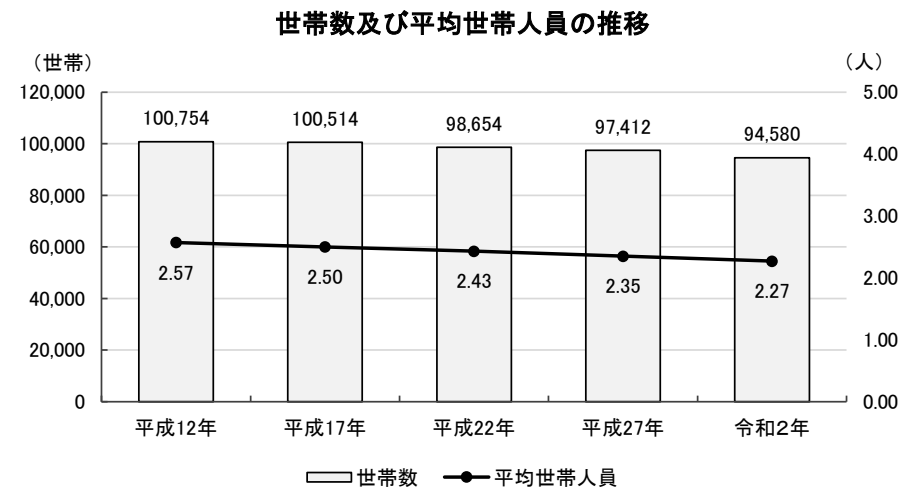
(1) 人口及び世帯数の推移

平成12年から平成27年にかけての本市の人口推移をみると、一貫して減少傾向が続いています。高齢化率は年々高くなっており、今後も人口減少及び少子高齢化が進展していくことが見込まれます。

また、世帯数及び平均世帯人員も減少傾向で推移しており、核家族化が進んでいくことが懸念されます。



出典：国勢調査



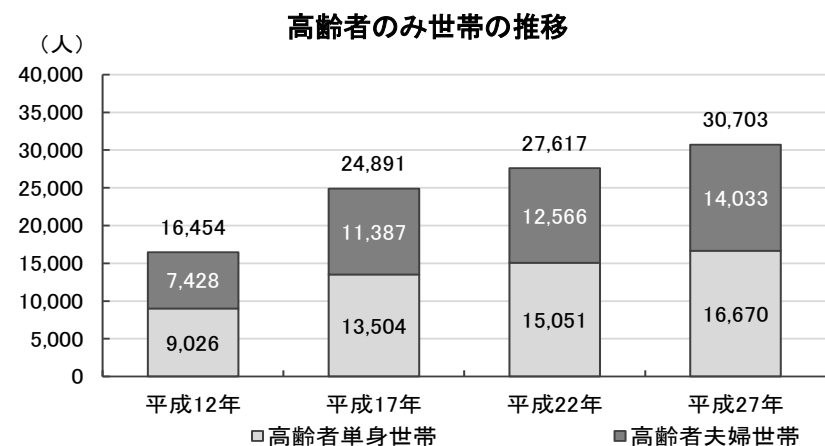
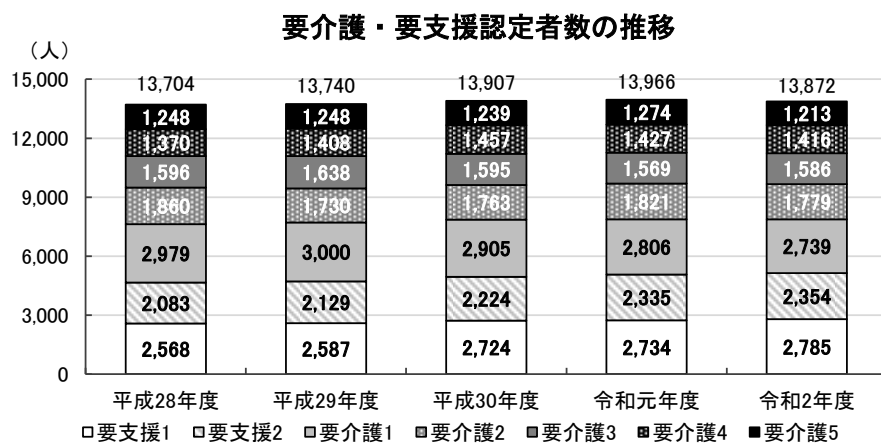
出典：国勢調査

※総人口は年齢不詳者を含むため、各年齢層の合計値と一致しません。

(2) 高齢者の状況

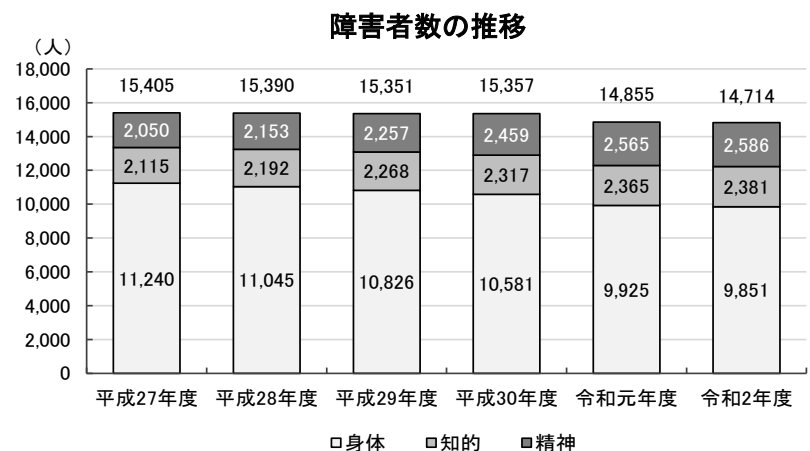
要介護・要支援認定者数は、全体的に横ばい傾向で推移しており、要支援1及び要支援2の区分が増加傾向にあります。

また、高齢者のみ世帯数は、高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯ともに増加傾向にあります。



(3) 障害者の状況

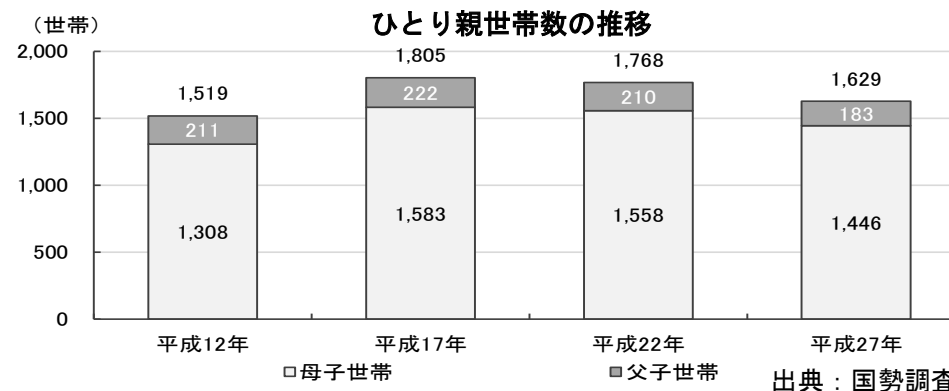
障害者数の推移をみると、身体障害者数は減少している一方で、知的障害者数と精神障害者数は増加傾向にあります。



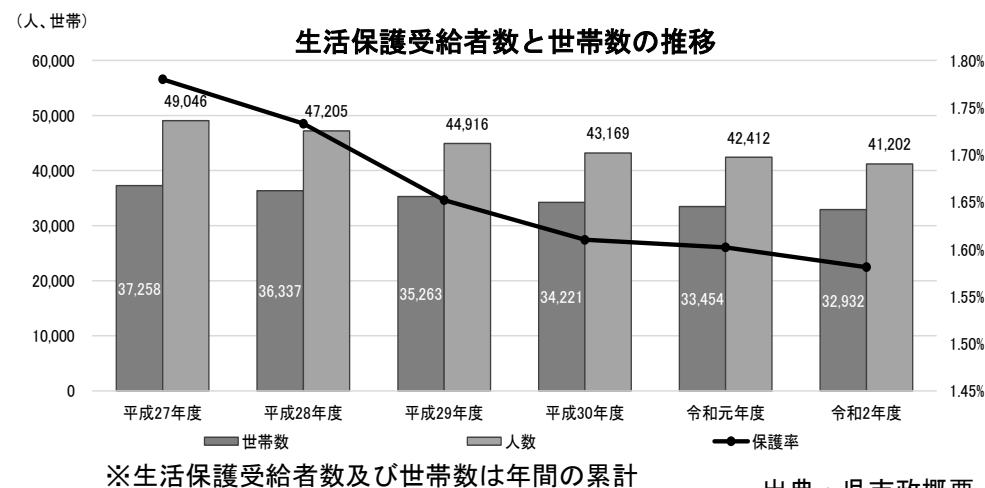
(4) ひとり親世帯、生活困窮者等の状況

ひとり親世帯数は、児童数の減少に伴い、平成17年以降減少傾向で推移しています。

また、従来から母子世帯の占める割合が大きくなっています。



生活保護受給者数及び世帯数は、減少傾向で推移しており、保護率も年々低下しています。



統計データからみる課題

- ・少子高齢化や核家族化が進み地域の関わりが希薄化する中で、地域の担い手の減少などにより支え合いの基盤が弱まっているため、困りごとを地域の中で解決できる地域力の向上が求められます。
- ・要介護・要支援認定者の内の要支援1及び要支援2の区分や、高齢者のみ世帯が増加している中で、健康寿命の延伸に向けた取組を充実させるとともに、高齢者が安心して暮らせるよう地域での見守り体制を強化することが求められます。
- ・知的障害者、精神障害者が増加傾向にあり、障害を理由に不当な扱いを受けないよう合理的配慮の推進や成年後見制度の利用促進に務める必要があります。

4 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

地域福祉においては、地域に暮らす様々な人が地域の中で自分らしく生きられることが大切です。

子ども・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合うことができる「地域共生社会」の実現に向けて、本計画では次の基本理念を定めます。

誰もが、住み慣れた地域で健やかに 安心して暮らし続けることができるまち

(2) 基本目標

基本理念の実現に向けて、市民一人一人が地域共生社会の考え方を理解し、個人（世帯）の課題を地域の課題として捉え、支援を必要とする人に手を差し伸べられる地域づくりを目指して、以下のとおり基本目標を定めます。

基本目標 1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり

地域共生社会の実現に当たっては、一人一人の意識醸成や、人材育成及び地域活動の活性化を通じて地域福祉の基盤づくりに取り組む必要があります。また、高齢者、障害者など地域で暮らす人のそれぞれの状況についての理解を深め、助け合う意識づくりを推進します。

基本目標 2 支え合いの地域づくり

少子高齢化が進む中で地域を維持していくためには、住民同士の支え合いが必要不可欠です。住民がお互いに支え合いながら地域の課題を地域の中で解決できる「地域力」を高める取組を推進し、持続可能な地域づくりを目指します。

基本目標 3 あらゆる福祉サービスの推進

支援を必要とする人に対して必要な支援を行えるよう、見守りのネットワークづくりや気軽に相談できる支援体制等の充実、適切な福祉サービスの提供等に取り組み、誰もが自立し安全・安心な生活を送ることのできる地域づくりを目指します。

基本目標 4 包括的な支援体制の整備

地域住民が抱える課題が複雑化・複合化する中で、従来の属性別の相談支援体制では、複合課題や制度の狭間のニーズへの対応が困難となっています。こうした中で、個人や世帯が抱える複雑・複合的な課題や制度の狭間にある課題を、属性や年代を問わず包括的に受け止めて支援する「包括的な支援体制」の構築が求められています。本市では、包括的な支援体制の整備を進めるための施策を積極的に実施します。

5 成年後見制度の利用促進について

日常生活上の支援や介護が必要であったり、認知症の症状のある高齢者や知的障害者、精神障害者が増加しており、そうした人々が可能な限り自立した日常生活を送るためには、それぞれの置かれている状況に応じて必要な支援を行うことが必要です。認知症高齢者や知的障害者、精神障害者の生命や財産を守り、尊厳のある暮らしを維持するため、成年後見制度の利用促進、関係機関や地域住民との連携強化などを推進し、安心した生活が送れるようサポートしていきます。

呉市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画内において既に成年後見制度利用促進基本計画を位置付けていますが、今後は第5章を成年後見制度利用促進基本計画とし、今後の方向性を定め、計画的な取組を進めます。

6 再犯防止の推進

平成28（2016）年度に再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）が施行され、第8条第1項において、「都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。」と規定されており、市町村は「地方再犯防止推進計画」の策定に努めることとされました。

広島県では、令和3年3月に「広島県再犯防止推進計画」が策定されており、本市では、第6章を同法に規定する再犯防止推進計画として位置付け、取り組んでいきます。

再犯防止をめぐる本市の状況について、刑法犯総数に占める再犯者の割合は6割程度、無職者の割合は5割程度で推移しており、県と比較して共に高くなっています。また、人口減少や高齢化等、新型コロナウイルス感染症の流行といった社会情勢の変化も関連し、犯罪歴のある人の社会的孤立が懸念されることから、再犯防止の取組を積極的に進める必要があります。

7 計画の推進体制

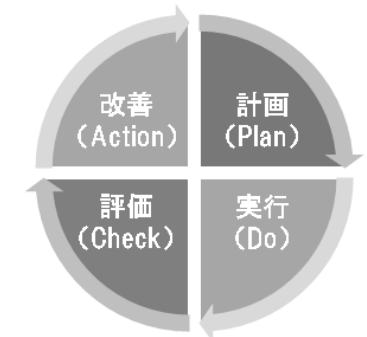
(1) 関係機関との連携

本計画は、市の関係部局と様々な機関がお互いに連携を図りながら、幅広く意見や助言を募ります。また、定期的に計画の進捗状況の確認・共有や検討を行うとともに、住民主体の地域づくりを支えます。



(2) PDCA サイクルに基づく計画推進

呉市保健福祉審議会等において、関係機関や地域の団体とも連携しながら PDCA サイクルに基づく継続的な推進及び改善を図ります。



8 呉市地域福祉計画（案）に対する市民からの意見募集について

(1) 意見募集をする案件名

呉市地域福祉計画（案）

(2) 意見募集期間等

ア 公表期間 令和4年1月11日（火）から

イ 募集期間 令和4年1月11日（火）から

令和4年2月10日（木）まで（30日間）

(3) 意見募集の周知方法

ア 呉市ホームページへ掲載

イ 市役所3階福祉保健課及び各市民センター（支所）窓口における配布

(4) 意見書の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所、氏名及び電話番号）を記入の上、郵送、ファクシミリ、電子メール、電子申請又は持参（福祉保健課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

(5) 意見の公表場所

呉市ホームページ、呉市役所3階福祉保健課及び1階シビックモール（国際ソロプチミスト呉広場）、各市民センター（支所）窓口

(6) 今後のスケジュール

1月中旬	呉市ホームページ及び市政だより2月号で意見募集の告知
1月11日	意見募集の開始
2月10日	意見募集の締切
2月中下旬	呉市保健福祉審議会の意見募集結果の報告 審議会における計画案の審議・答申
3月上旬	民生委員会への意見募集結果及び最終計画案の報告
3月下旬	計画の策定並びに意見募集結果及び計画の公表